



関東ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和8年9月1日

令和7年8月1日にお知らせした以下の関東ブロック※の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)については、支払基金本部に設置した「審査の一般的な取扱いに関する検討委員会」において検討され、「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表されましたので、お知らせします。

(※) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

【関東ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	経過観察時の重症筋無力症に対する抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)の連月算定については、原則として認められる。 なお、無治療の患者に対する連月の算定については、レセプト内容から個別に判断する。	抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)の通知に「抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)は、重症筋無力症の診断又は診断後の経過観察の目的で行った場合に算定できる。」と定められている。 このことから、診断後の経過観察時の重症筋無力症に対する抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体)の連月の算定について認めることとした。	適用診療月 令和7年11月 診療分 令和8年7月 31日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
2	脳動脈瘤術後の経過観察におけるMRI撮影の算定については、原則として、算定を認める。回数についてはコメント等により判断する。	脳動脈瘤頸部のクリッピング術後やコイル塞栓術後において、再発する場合もあることから、原則として年に1回程度は必要である。また、症例によっては、年1回以上必要な場合もある。	適用診療月 令和7年11月 診療分 令和8年7月 31日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表

本件に関する問合せ先

関東審査事務センター

- ・ 内科審査室 内科審査第1課 上村(TEL:03-6778-8061)
- ・ 外科審査室 脳外科・外科課 中島(TEL:03-6778-4239)